

議案第43号

さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月2日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

さいたま市国民健康保険税条例（平成14年さいたま市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(課税額)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、国保課税被保険者（前条第1項の世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者並びに前条第2項の世帯主に係る世帯に属する国民健康保険の被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>63万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>63万円</u>とする。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国保課税被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>17万円</u>を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>17万円</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">(後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額)</p> <p>第6条 第3条第3項の所得割額は、国保課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の<u>2.24</u>を乗じて算定する。</p> <p style="text-align: center;">(後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等</p>	<p style="text-align: center;">(課税額)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、国保課税被保険者（前条第1項の世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者並びに前条第2項の世帯主に係る世帯に属する国民健康保険の被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>61万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>61万円</u>とする。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国保課税被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>16万円</u>を超える場合においては、介護納付金課税額は、<u>16万円</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">(後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額)</p> <p>第6条 第3条第3項の所得割額は、国保課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の<u>2.11</u>を乗じて算定する。</p> <p style="text-align: center;">(後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等</p>

割額)

第7条 第3条第3項の被保険者均等割額は、国税課税被保険者1人について9, 100円とする。

(介護納付金課税額に係る所得割額)

第8条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2. 10を乗じて算定する。

(介護納付金課税額に係る被保険者均等割額)

第9条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について1万200円とする。

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額から当該各号アに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号イに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。

(1) 世帯主、当該年度の賦課期日(賦課期日後に国民健康保険税の納付義務が発生した場合にはその発生した日。以下この項において同じ。)現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者(世帯主を除く。)であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)につき算定した法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する

割額)

第7条 第3条第3項の被保険者均等割額は、国税課税被保険者1人について8, 500円とする。

(介護納付金課税額に係る所得割額)

第8条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2. 02を乗じて算定する。

(介護納付金課税額に係る被保険者均等割額)

第9条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について9, 700円とする。

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額から当該各号アに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円)及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号イに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。

(1) 世帯主、当該年度の賦課期日(賦課期日後に国民健康保険税の納付義務が発生した場合にはその発生した日。以下この項において同じ。)現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者(世帯主を除く。)であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)につき算定した法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとする。以下この号中山林所得金額の算定についても同様とする。次号及び第3号において同じ。))及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る納税義務者

公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア [略]

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 6, 370円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について 7, 140円

- (2) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に28万5,000円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア [略]

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 4, 550円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について 5, 100円

- (3) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に52万円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯

ア [略]

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 5, 950円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について 6, 790円

- (2) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に28万5,000円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア [略]

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 4, 250円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について 4, 850円

- (3) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に52万円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア [略]

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 1, 820円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について 2, 040円

2 [略]

附 則

1～8 [略]

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

9 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者（以下「世帯主等」という。）が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得（次項から附則第13項までにおいて「公的年金等所得」という。）について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。次項から附則第13項までにおいて「特定公的年金等控除額」という。）の控除を受けた場合における第21条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定により計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

10～13 [略]

（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

14 世帯主等が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第4条及び第21条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2

ア [略]

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 1, 700円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について 1, 940円

2 [略]

附 則

1～8 [略]

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

9 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者（以下「世帯主等」という。）が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得（次項から附則第13項までにおいて「公的年金等所得」という。）について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。次項から附則第13項までにおいて「特定公的年金等控除額」という。）の控除を受けた場合における第21条の規定の適用については、同条中「総所得金額（）」とあるのは、「総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定により計算した金額から15万円を控除した金額によるものとし、」とする。

10～13 [略]

（長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

14 世帯主等が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第4条及び第21条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所

項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

（短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

15 前項の規定は、世帯主等が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

16～26 [略]

得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第21条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

（短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

15 前項の規定は、世帯主等が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

16～26 [略]

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のさいたま市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。